

## 誓 約 書

船橋市長

あて

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

### 【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の 3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 第 1 項）